

第二十二回 参議院大蔵委員会會議録第十九号

昭和三十年六月二十一日(火曜日)午前
十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川甚五郎君
山本 米治君
土田国太郎君
平林 剛君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君
宮澤 喜一君
小林 政夫君
杉山 昌作君
前田 久吉君
岡 三郎君
菊川 孝夫君
野澤 勝君
中川 幸平君

國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

政府委員

大蔵省理財局長 阪田 泰二君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
事務局側

常任委員 木村常次郎君
會専門員 小田 正義君
會専門員

本日の會議に付した案件

○小委員長の報告

○酒税引下げに關する請願(第一二四号)(第一二八号)(第一三八号)(第一四〇号)(第一四八号)(第一七八号)
○ビール税引下げに關する請願(第一二九号)
○第二種原動機付自転車等の物品税撤廃に關する請願(第一五五号)
○葉たばこ耕作農家救済に關する請願(第二五六号)(第二六九号)

○建築板金業の所得税軽減等に關する請願(第三一九号)(第五八九号)(第六七二号)(第六七三号)(第六九二号)(第六九三号)(第七〇九号)
○楽器の物品税の免税範囲拡大に關する請願(第三二二号)
○楽器の物品税に品種別免税点設定の請願(第三三三号)
○理容用タオル消毒器等の物品税免除に關する請願(第三三〇号)

○洋紙の物品税撤廃に關する請願(第四五一号)
○中小企業金融対策に關する請願(第四五二号)
○電気トースターの物品税撤廃に關する請願(第五五五号)
○大型真空掃除機の免税点に關する請願(第五五六号)
○銅器の物品税軽減に關する請願(第五九二号)

○岩手県に於ける再乾燥工場設置の請願(第六三三号)
○岩手県に於ける試験場設置の請願(第六二四号)

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に關する法律案(内閣送付、予備審査)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○参考人の出頭に關する件

○委員長(青木一男君) これより委員會を開きます。

○委員長の報告に關する小委員長より委員會の経過並びに結果について報告を聴取いたします。

○西川甚五郎君 請願に關する小委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

六月十六日、第一回の小委員會を開きました。各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしました。慎重に審議をいたしましたのであります。その結果は次の通りであります。

第三百二十四号、第三百二十八号、第三百三十八号、第四百四十号、第四百四十八号、第四百七十八号は、酒税を引き下げ、安い酒価を大衆に提供し、その結果密造酒を駆逐して、国民の保健並びに國家財政に好影響を与えられたとの趣旨であり、第三百二十九号は同じくビールの酒税を引き下げられたとの趣旨であり、第五百十五号は第二種原動機付自転車及び自動自転車に対し物品税

を免除し、軽四輪乗用車に対する物品税を免除、もしくはは五割に軽減せられたとの趣旨であり、第二百五十六号は、たばこ専売法による災害補償制度中、十分の七に達しない場合」とあるのを十分の八・五に改め、葉タバコ耕作被災農家を救済せられたとの趣旨であり、第二百六十九号は、鹿児島県下の葉タバコ耕作が災害等により現収納価格では再生産が及ばざるから、収納価格の引き上げを実施せられるとともに、助成策を講ぜられたとの趣旨であり、第三百十九号、第五百八十九号、第六百七十二号、第六百七十三号、第六百九十二号、第六百九十三号、第七百九号は、建築板金業、すなわちブリキ屋が工賃のみによって生計を立てて日雇い労働者に過ぎないのであるから、これら業者の所得税を勤勞所得税並みに扱われたいとの趣旨であり、第三百二十二号は、楽器の物品税を免除せられるか、またそれが不可能の場合は、少くとも教育用免税品の範囲を用途及び種類において拡大せられたとの趣旨であり、第三百二十三号は、楽器に対する物品税の免税点を引き上げるとともに、品種別に免税点を設定せられたとの趣旨であります。

第三百三十号は、理容用タオル消毒器、同じく顔そり用湯沸し器の物品税を、營業用に限って免除せられたとの趣旨であり、第四百五十一号は、生活必需品たる洋紙に課税するのは不合理であるから物品税を撤廃せられたとの趣旨であり、第四百五十三号は、中小企業者の金融難打開のため、国庫余裕金の金融機関指定預金引き揚げを延期せられたとの趣旨であり、第五百十五号は、電気トースターを食糧政策及び保健衛生上の見地から物品税を撤廃せられたとの趣旨であり、第五百五十六号は、大型真空掃除機の業務用の免税点を、性能の向上により入力六百ワットをもつて十分充足し得るようになったから、入力六百ワットに免税点を引き下げられたとの趣旨であり、第五百九十二号は、銅器に対する物品税の税率の引き下げ並びに免税点の引き上げ措置を講ぜられたとの趣旨であり、第六百二十三号は、岩手県において葉タバコ増産に最も必要な再乾燥工場がないため、生産面に非常な支障をきたしたから、再乾燥工場を設置せられたとの趣旨であり、第六百二十四号は、東北地方のタバコ栽培振興のため、盛岡市周辺に国立タバコ試験場を設置せられたとの趣旨であり、いずれも妥当と考えます。

よつて以上二十七件は、いずれも採択すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

○委員長(青木一男君) ただいま報告のありました請願につきましては、小委員長の報告の通り決定して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。よつて小委員長報告の通り決定いたします。

○委員長(青木一男君) 次に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案、以上、いずれも予備審査の三法律案を、一括して議題として質疑を行います。

○藤野繁雄君 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案についてであります。この資料によつて見ますと、開発銀行が貸し付けておられるところの資金のうちで、復金の継承によるところのものが非常に回収率が悪いのであります。例をとつてみますと、その資料によれば、その他のものは三月末現在と延滞額とを比較してみますと、九三・二%の滞納であり、繊維工場は八九%の滞納であり、窯業は八五・三%の滞納であり、運輸業は七二・一%の滞納であり、機械工業は五二・八%の滞納、また水産業は四九・三%の滞納というように、ほとんどすべてのものがこのように滞納になつておられるのは、いかなる理由であるか、まずこれをお尋ねいたしたいと思つております。

○政府委員(河野通一君) 今御指摘の点でありますが、開発銀行の中で復金から引き継ぎました貸付の回収状況は、遺憾ながらよくはございません。この数字につきましても、いろいろその出て参ります。よつてくる原因につきまして調べておられますが、やはり復金当時におきまして、ああいう戦後の非常な混乱した時期における復金の融資活動というものが、やはり非常

に不安定な産業の状態をもとにして起つておられますので、これらの中には、その後の経済の推移に従つて情勢が悪化した。従つてほとんど取れないような状態になつておられるものも相当あるものであります。従ひまして現在までのところでは、遺憾ながらこの悪い数字が出ておるのであります。さればといひまして、やはり政府の資金、ことに租税によつてまかなわれておる資金でありますから、今後におきましては開発銀行当局を極力督励いたしまして、一銭一厘でも多く回収ができるように、ということには不良貸しになつて償却を要するようないものが一銭一厘でも少くなるように努力させたいというふうに考へておる次第であります。

○藤野繁雄君 これは元金が滞納になつておるのでありますから、同時に利息もほとんど滞納であるのだからと思つておられますが、利息も滞納になつておるかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 現在の回収のやり方は、大体回収をやりますと利息に先に充てる。元金は、その利息が入りました後のものにつきまして元本に充当する、こういうやり方をいたしておられますので、利息はこれと同じような程度に延滞しておるといふことになつておらぬと思つておられます。しかしその大部分は元本の滞納と同様に利息についても滞納になるだらう、こういうふうに御了解いただきたいと思つておられます。

○藤野繁雄君 それから同じくですが、見返資金によるものは、ことに化学工業が滞納が非常に多い。化学工業は今後非常に奨励しなければいけない

ところの事業であると考えておられるのであるが、特に化学工業が滞納しているのは、いかなる化学工業がいかなる状態に陥つたために滞納になつておるか、これを承わりたいと思つておられます。

○政府委員(河野通一君) はなはだ実は申しわけないのでありますが、化学工業の滞納の状況が特にいろいろ悪い、その原因につきましては、ちよつと今私その内容を調べておられませんので、至急調査いたしました上でお答え申し上げます。

○藤野繁雄君 次は同じような開発資金であります。開発資金は窯業が特に滞納が多いのであります。別なところは一%あるいは七%というところなの、窯業だけが二%の滞納であるのであります。これは窯業というものが現在、貿易品であつたのが輸出ができないようになった結果であるか、いかなる原因によつておられるか、これまた利息がどんな滞納になつておるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 開発資金の窯業の問題につきましては、先ほどのお話しの見返資金の化学工業と同じように、至急調べました上で具体的に数字についてお答えいたします。

○藤野繁雄君 滞納の状況は、今までの説明で大体の状況はわかつたのであります。開発銀行の収支計算の状況を拝見してみますと、だんだんと利益金が少くなつてきておられるようにならぬばいであるのであります。また国庫納付金も非常に少くなりつつあるのであります。これは一方からい

ば、今先に指摘しました滞納金が多い結果ではなからうかと想像されるのであります。この昭和二十八年、二十九年度の予定、三十年の予定、このうちふうなものも調べてみますと、非常に、さつきも申し上げたように利益金が少くなり、国庫納金も少くなつておるといふことは、遺憾にたえないのであります。開発銀行はますます事業を拡張して、日本の開発に資金を必要に感じないものが、一方において滞納によつて資金の回収が困難になり、事業の進展が行われなかつたことだつたらば、日本の将来の開発のためにも重大な影響を及ぼすと考へるのであります。収益がだんだん少くなり、国庫納金も少くなりつつある理由について具体的に御説明を願ひたいと思つておられます。

○政府委員(河野通一君) 開発銀行の利益金につきましては必ずしも減つておるといふわけでは実はないのであります。今御指摘のありました点は、大体昭和二十八年と昭和二十九年を比較されてお話しのように何つたのであります。昭和二十八年の利益金は百三十五億、これに対して法定の準備金、これは政令によつてきておられますが、この法定の準備金の二十七億を留保いたしまして、その差額の百八億を国庫の納付いたしました。二十九年度におきましては利益金は百二十二億、これに対して法定の準備金二十五億を積みまして、その差額九十七億を納付いたしております。二十七年度におきましては今申し上げました利益なり国庫納金ははるかに実

は、今先に指摘しました滞納金が多い結果ではなからうかと想像されるのであります。この昭和二十八年、二十九年度の予定、三十年の予定、このうちふうなものも調べてみますと、非常に、さつきも申し上げたように利益金が少くなり、国庫納金も少くなつておるといふことは、遺憾にたえないのであります。開発銀行はますます事業を拡張して、日本の開発に資金を必要に感じないものが、一方において滞納によつて資金の回収が困難になり、事業の進展が行われなかつたことだつたらば、日本の将来の開発のためにも重大な影響を及ぼすと考へるのであります。収益がだんだん少くなり、国庫納金も少くなりつつある理由について具体的に御説明を願ひたいと思つておられます。

二十八年度と二十九年度の間に貸付残高等は増加いたしておられるにかかわらず、利益が減つておられるのはどういふわけかという点であります。この点は二点実はあるわけであり、一つは二十八年度から二十九年度にかけては貸出金利を引き下げたということがあります。それから二十八年度から二十九年度にかけていろいろな債権を、たとえば中小企業金融公庫でありますとか、あるいは農林漁業金融公庫でありますとか、そういうところから譲り渡した。従つて実質的には貸し出しの残高がそれだけ減つてきておるといふような点もござります。それから、もう一点、これは非常に機械的問題であります。計算の仕方として、二十八年度におきましては準備金の積立て方におきまして、これはちよつと詳細にわたりました恐縮であります。今の政令はこういう形になつておるのであります。貸出残高の千分の七に相当する金額か、あるいは利益金の百分の二十、二割に相当する金額か、いずれが多い方を準備金として積む、こういうことに相なつておられるのであります。ところが二十八年度におきましては貸出残高の千分の七よりも利益金の百分の二十の方が大きかつた。従つてその方を積みましておられるのであります。これは利益率が非常に大きかつたのであります。貸出残高は二十九年度の方が大きかつたのであります。利益率が非常に大きかつたというところのために、準備金として積立てられた金額が非常に大きくなつたという点もござります。そういう点もいろいろ計算いたしまして、今申し上げましたように、二十八年度は

二十八年度と二十九年度の間に貸付残高等は増加いたしておられるにかかわらず、利益が減つておられるのはどういふわけかという点であります。この点は二点実はあるわけであり、一つは二十八年度から二十九年度にかけては貸出金利を引き下げたということがあります。それから二十八年度から二十九年度にかけていろいろな債権を、たとえば中小企業金融公庫でありますとか、あるいは農林漁業金融公庫でありますとか、そういうところから譲り渡した。従つて実質的には貸し出しの残高がそれだけ減つてきておるといふような点もござります。それから、もう一点、これは非常に機械的問題であります。計算の仕方として、二十八年度におきましては準備金の積立て方におきまして、これはちよつと詳細にわたりました恐縮であります。今の政令はこういう形になつておるのであります。貸出残高の千分の七に相当する金額か、あるいは利益金の百分の二十、二割に相当する金額か、いずれが多い方を準備金として積む、こういうことに相なつておられるのであります。ところが二十八年度におきましては貸出残高の千分の七よりも利益金の百分の二十の方が大きかつた。従つてその方を積みましておられるのであります。これは利益率が非常に大きかつたのであります。貸出残高は二十九年度の方が大きかつたのであります。利益率が非常に大きかつたというところのために、準備金として積立てられた金額が非常に大きくなつたという点もござります。そういう点もいろいろ計算いたしまして、今申し上げましたように、二十八年度は

若干利益の総額が落ちておるといふことがございまして、貸出金利の引き下げ、その他の点を考慮いたしますと、必ずしもこれは非常に内容が悪くなつたといふことを現わしておるものとは私は考へておらないわけでありませう。

御了承いただきたいと思ひます。

○小林政夫君 今のその点は、造船利子の引き下げといふことも非常に大きいのでしよ。二十八年度、二十九年年度の内訳は幾らですか。

○政府委員(河野通一君) 今お尋ねのように貸出金利の引き下げの実質大きなものは造船の利子が下つたといふことで、ちよつとその金額は今はずきり持つておりませんので調べてみます。

○小林政夫君 輸出銀行の……、直接法案には関係ないことですが、長期融資を、外国のいろいろな購入者あるいはその他の購入者に対して相当長期に決済をしますね。そのときの担保は一体どうなつておるのか、輸出銀行は国内の輸出業者から担保をとるのか、要するにこれは外貨債権だと思ふのですが、その債権の保全といふものはどういふ措置をとつておられますか。

○政府委員(河野通一君) 輸出銀行の長期貸付の対象になつておりますものは二つあるわけでありませう。一つは国内の輸出業者あるいは国内のメーカーが一つであります。この場合におきましては形式のいかんにかかわらず、実質は国内の円金融でありまして、従ひましてそれ相当の担保をとる。たとえば船を作り出す場合にはその船を担保にとるとかといふいろいろな方法をとりわけあります。それからもう一つは、外国の業者あるいは外国の銀行等が債務者になるわけ

であります。これらの場合におきましては、外国の政府なりあるいは外国の中央銀行なりの保証をとる、あるいは外国の政府なり中央銀行の信用状態がどうかといふこともございませう。一応は外国の政府なり中央銀行といふものが信用があるといふ建前に立ちまして、これらの保証のある場合のほかは外国に対する貸し出しをしないといふやり方をいたしております。現在のところまだそういう例はございませぬが、外国の業者に対しては、そういうかたい方法をとつてやつておるといふことにはいたしております。

○小林政夫君 私聞いておるの、は外国の業者はもうもちろんであるが、国内業者で、表面的には円金融をやることは間違いないけれども、日本とては、輸出の立場から考えると、要するに外貨の取得を延ばしてあるわけですね。その延ばし得るかといふものを、輸出銀行が日本の業者に円であつて、それが万一起り立て不能に陥つた場合には、それは輸出銀行としての円パランスにおける損失はないけれども、日本の外貨の取得ができないといふことについては、日本対その輸出先国との関係においては問題がある。その保全を考へる必要がある。

○政府委員(河野通一君) お話の通り考へておられます。私も先ほど申し上げましたように、実質は円金融と申しましたけれども、これはやはり外貨を獲得することが目的でありませうので、円が入れば十分であるとは考へておりませぬ。従ひまして、相手方に対してそれが外貨として回収できるかできないか、それが外貨として入らなかつた場合には、最悪の場合にも円は確保

できるという方法をとつておるのであります。円が確保できるという点では輸出銀行の目的を達しない。その点は十分輸出銀行に対して、相手方の外貨の支払い能力といふことを見まして、それによつて物的担保をとるかどうかは銀行にまかしていいと思ひます。

○小林政夫君 これは重要な問題で、今回の予算委員会で大蔵大臣の答弁によつても、輸出銀行に対しては相当積極的によつていく、こゝういふ意図がある。それで外貨債権は——簡単に言へば外貨債権の保全の問題なんです、輸出銀行当局を呼んでよく聞きたいと思ひます。

○委員(青木一男君) ただいま小林委員の御発言のことは後ほど協議いたしたいと思ひます。

○山本米治君 開発銀行はその法第一条にある通り、長期資金について市中銀行の出資、長期金融機関の補完的役割を果すといわれておりますので、しばしば市中との競合関係を生じておるといふことがいわれておりますが、その実情は最近いかになつておられますか。

○政府委員(河野通一君) 御指摘のような点は従来からたびたびさういふ話を聞いております。私もさういふことをないやうに、できるだけ考慮を払いたいといふことで研究を進めて参つております。ことに最近におきましては、開発銀行の資金源といふものも決して十分、十分と申しますか、ゆとりがあるわけじゃ実はございませぬ。従ひましてなおさら今後におきましては開発銀行の資金運用の考へ方といふものはできるだけほつていく、

そうして市中ではまかなえないものに限つていくといふことにはいたしません。資金量の点からいつてもなかなかむずかしい。昭和三十年におきましてもさういふ意味において極力業種をしぼりまして、さうしてその業種の中でも市中金融のつくものは極力そちらへ渡していき、こゝういふふうな方針で指導いたしたいと考へている次第であります。

○山本米治君 開発銀行の資金は財政出資で、いわばただ、まあコストのからぬ出資と見ていいわけですが、開発銀行は貸し出しにはもちろん金利をとる、開発銀行の金利はどうしてきまるのか。普通の金融機関ならば預金を集める、それでその他に資金を回して、コストを計算するといふことが出てきますが、これは財政出資——租税によつてまかなわれておるので、元はただだ。しかるに元はただなのに一體開発銀行の妥当な金利はいかにあるべきや、またありや。

○政府委員(河野通一君) 開発銀行の金利につきましては、これは政府機関一般の問題に通ずると思ひますが、二つの条件を除いた範囲においては政策金利だと考へております。

一つの条件は、それは今、山本委員からお話のありましたような点もあつて、やはりコストがかかつておる。たとえば出資と借入金と両方からきておるわけでありませう。開発銀行の資金といふものは資金運用部から借り入れの、御案内の資金運用部あるいは産特——産業投資特別会計からの借入金、六分五厘といふことになつております。これらをつきまかせて計算いたしました場合にどのくらいの資金のコス

トがかかるか、これはもちろん業務上の経費も考へなければなりません、さういふものを考へた場合に、一体最低はどの程度までのコストを考へるべきかといふことが一つあるわけでありませう。少くとも銀行業務としてやつておるのでありますから、このコストはつまり損を出してまで金利を引き上げるといふことはできないわけでありませうから、これが一つある。

それからもう一点は、開発銀行法……、ちよつとあの条文を忘れましたが、十九条でありましたかに、開発銀行の金利は市中の金利を勘案してきめなければならぬ、こゝういふ規定があるわけでございます。つまり開発銀行の使命は、原則は市中の金融を補完するものである。従つて市中でまかない得ない資金といふものをこれで補完していくのであつて、この金利まで安くしていくといふことは原則でないぞといふ規定が一つあります。

この二つの条件の範囲内において、あとは私は政策的にきまるものと思ひます。現在では御案内のように造船資金と電力について六分五厘といふ金利を出してあります。それから造船利子補給の関係においては事実上三分五厘になつておられますが、これは三分五厘に金利を引き下げられるわけじゃございませぬ。六分五厘と三分五厘の差額は将来状況がよくなつたら払つてもらうといふことで、一種の出世払い的な考へになつておられますが、実質は三分五厘、電気が六分五厘、この二つが特別な金利を出してある。この点いろいろさういふ金利をきめるときに議論がございましたが、やはり電気といふものと船

といふものに対して国がとつておる措

引き下げてやるという形だけれども、実質は補助金だ。そうするとある産業に対する補助金というものを出すか出さぬかということ、開発銀行が十分にきめられるということになるのですか、それでいいのでしょうか。

○政府委員(河野通一君) その点は私は言葉は非常に俗な言葉になります、程度の問題ではないかと思っております。先ほど申し上げましたように、開発銀行法にはつきり基準はやはり市中の金利をよく見てそれを勘案してきめるということになっております。従って量的には非常に、実は先ほど申し上げましたように政策金利を出しておるものが多いのでありますけれども、業種としては数は少い。しかしこれらについてはたとえ電力についても申し上げれば、電力料金というものは、これは国がきめておる。ちゃんと法定をいたしておる。従ってその国がきめる電力料金というものの中に占めるコストとしての金利というものについても、十分にそこは配慮しなければならぬという問題が起ってくる。それから船については、損失補償までついておる。また利子補給まで国が行うという政策が行われておる、そういう非常に傾斜的な配慮を国として加えておるといふ点に着目いたしますならば、私は一般の原則に従わずして、ある程度の政策金利というものは政府機関が出て差しつかえないのじゃないかと考えておる。ただその場合において開発銀行が勝手にきめるということに適當でない。実際問題として政府と相談した上においてきめておるのであつて、その辺についての取扱いは、

制度としては、法律上はつきり政府の認可を受けるということにはなっておりせんけれども、実際においては弊害がないように、今日までのところ運営されておる。現在まで開発銀行のやっております金利の体系なり金利の方というものは、私はまず現在の日本の経済の実情からいましては適當なところではないか、こういふふうり考えておる次第でございます。

○山本米治君 私はこの問題の姿からいへば、補助金ならば、これはまあ国家が財政でもつて財政支出すべきものだと思う。こういう種類のものを開発銀行がこの業種には八分にする、この業種には六分五厘にする、この業種には五分にする、造船の場合のときは法律までできまして、三分五厘にする、その五分との差額は国庫補給するというものになつておりますが、こういう銀行の貸出金利というふうなもの、補助金を左右するというのはおもしろくない、実質上の補助金です。開発銀行の金利はあるところをきめて、そうしてどうしてもやつていけない産業は、むしろ財政から補助金支出をするのが正當な方だと思つておるわけです。国家の、いわばこれは実質の補助金にはかならない。補助金というものが、金利というものを通じて与えられる、その金利がまあ開発銀行が勝手にきめてやるということ、予算と政府できめてやるということ、予算といふものを国会できめるといふ建前をくぐるものじゃないか、そういうふうにか考へるのですが、その点についてどういふ御所見ですか。

○政府委員(河野通一君) 先ほど申し上げましたように、私はこれは程度問題だと思つておる。ことに率直な私の意見を申し上げさせていただきますならば、船の場合三分五厘まで開発銀行の金利を下げるということ、これは実質的に私は補助金だと思つておる。従つて私はこれはやはり補助金なら補助金として、利子補給なら利子補給として、国が当然あるべき筋道を通つて支給されるべきであらうと、私個人はそう考へておる。しかし何分にも御承知のような経過によつて、ああいう法律ができ、それに従つてああいう措置がとられたのであります。ことにこの場合にござつて、やはり市中の金融機関と違つて、政府の金融機関である、全額政府出資によつてできておる金融機関であるから、それに対して利子補給をするということをやつても相當ありません。まあその点も私どもも同感であります。まして市中の完全な金融機関とは若干、そこは全額政府出資によつてできておる金融機関ということによつて、若干のニエアンスはあると思つておる。具体的に申しますならば、造船の場合につきましては、これは私は明らかに補助金であるという個人的な考へを持つております。

○平林剛君 資料の請求をいたしたいと思つておる。資金運用部資金の財政投融資の一覧を欲しいのであります。昭和二十八年、二十九年、三十年、三年間ぐらいのもの、それからこの計画は今回の予算の組み替へで若干変更になつたのではないかと思つて、できればその組み替へ以前のものと以後のやつを二つをお願いをいたしたいと思つておる。

それから資金運用部資金の構成内容、これは三十年は無理であろうから二十七年、二十八年、二十九年の三年間のもの、それからその運用の内訳、これだけなるべく早い機会に提出をしていただきたいと思います。

○委員(青木一男君) 銀行局関係の法案について質疑がなければ、資金運用部資金法の一部を改正する法律案の予備審査を議題といたします。

○森下政一君 その前にちよつと銀行局長がおられるから山本さんから尋ねたい。河野さん今開発銀行の金利は政策金利だといふのでいろいろお話を聞いたのです。そこでたとえば今資料をいただいております三十年度の融資計画ですね。電力とか海運とかいろいろの大体重きをなしておる。そのほかに石炭とか鉄鋼とか合成繊維、硫酸、機械といふようなことがありますが、そういう融資計画も同時に、大蔵省といふか、政府といふか、それと合議することなしにきめるわけにゆかないのですか。そう承していいですか。

○政府委員(河野通一君) 第一の点ちよつと誤解があるといけませんから申し上げておきたいと思つておる。開発銀行の金利はすべて政策金利と申すのではないのであります。原則は先ほど申し上げましたように、十九條であります。市中の金利とらみ合してやるのが条件ですが、その条件のワクの中で政策金利の部分があるのだといふことを申し上げたので、御了承していただきたいと思つておる。

第二点の融資計画であります。現在では開発銀行に対しては、政府のきめる産業なり交通なり、そういうものを基本計画の線に沿つて融資が行われなければならない、こういうことになつております。従つて毎年閣議の了解を得まして、その基本的な政府資金によつてまかなうことが適當と認められる産業計画、そういう資金の計画に従つて融資が行われるわけであり、ここに挙げてございませぬ電力に幾ら海運に幾らといふことは、予算の積み上げをいたしますときに、大体の資金の源とらみ合せながら、大体の程度の資金源が確保できるか。それから一方で開発銀行として大体今後こらういふふうなもののこの程度の資金を出したいという要求がござつて、その両方を資金の源として資金の量とそれから開発銀行の要求をらみ合せながら調整をいたしたものが、こらういふ数字になつておるのであります。これは決して法律上の拘束力をもつておるものではないと思つておる。大体これを基準にして今後の運用が行われるということでありまして、いわば一種の目安程度になつておる。従つて今後におきまして、予定よりも回収が多くなつて来たといつたようなものは、金をまたしたるべき方向に回すこともできません。あるいはまた逆に回収が予定よりも減つた来た、そういうことはよくないことではあります。かりにこらういふことが出てきた場合には、当初予定しておつたものを削らなければならぬという問題も起る。従つて一種の予定表だ、資金の計画と申しておりますが、その見込表だといふふうには御了承いただきたいと思つておる。これは政府と開発銀行当局との間で十分打ち合

せをいたした上で大体のものができておると、こりうふうに御了承願います。

○森下政一君 ただいまの御説明でよくわかりました。そうすると、大体これは予定表なんだが、こりうふうな方面に資金を流そうというところが一つの目安である。ところが今おっしゃるように、たとえば回収率が非常によかつた、資金に大分余裕があるというふうな場合に、かねて目安として考えられておられるもの以外のものから、開発銀行から融資を受けようというふうな要請のあつた場合、これは開発銀行当局はやはりそのつど大蔵省と相談して、これはどうかというふうなことになるわけなんですか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(河野通一君) 今のお話しの点は具体的な事柄の性質によると思ひます。たとえば私どもは必ずしも電気事業なら電気事業というものに資金をこの程度回されることが、開発銀行の資金として回されることが適当だといふことは一応頭にありますけれども、電気事業の中の何会社に幾らといふことはきめておらない、従つて同じ電気会社であつても、資金がふえたからといふので、その電気事業の当初予定しておらなかつた会社が入つてくるといふ場合にどうかといふ点は、これはもう私は開発銀行にまかせていと思ひ、その点は、ただ電気事業とかさういふ事業の種類が、私どもの予定しておつたもの以外のものまでわたらうといふ場合には、今申しましたように産業計画、政府資金によつてまかなわれることを適当とする産業計画といふものを示すわけですから、これ

は閣議決定によつて示すわけです。その範囲を越えるものにつきましても、これはやはり事前に相談を受ける。そのりして私どもがそれは適当であると考へた場合には、やはり閣議の了解を得て、さういふものに対しては政府資金を出すことが適当であるといふ決定をいたす、こりうふうな手続をとつておるわけでありませう。

○森下政一君 おっしゃることは、そのりすると結局、政府資金で大体その融資をしてやるということが適当だといふものが何であるかといふことをきめる、閣議決定によるというんだから、つまり結局はよりの政府の方針といふことになるわけですね。さう了承していいわけですか。

○政府委員(河野通一君) さようでございます。

○委員長(青木一男君) 暫時休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩
午後一時五十三分開会

○委員長(青木一男君) これより会議を開きます。

証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題として質疑を行います。

過般の委員会において証券取引法の一部を改正する法律案第五十六条の四の解釈と、大蔵大臣の答弁との間に多少食い違ひがあるのじやないかといふような疑義を抱いた点がございませうが、その点をあらためて大蔵当局より御説明をわすらわしたいと思ひます。

○國務大臣(一田尚登君) 法律の規定は、一つに限られるものではありません、二つ以上の証券金融会社が免許を受けることもあり得ることとなつているのであります。實際上は一証券取引所に一つの証券金融会社が免許されること、その業務の運営上適当であると考えております。免許に当りましては、公正な申請に基づいて、これを行つてもよろしく、免許いたしました会社については十分な監督を行なつて、いわゆる独善的な弊害のないよう、適正な運営が行われるように留意いたしたいと考えております。

○委員長(青木一男君) 速記をとめて。

○委員長(青木一男君) 速記を始め

他に御発言もないようであります。二案の質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより二案を一括議題として討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようであります。討論は結局したものとして認めて御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) それではこれより採決に入ります。

まず証券取引法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本、会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第四百四条により本委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認願ひすることとし、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任願ひたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条による委員会の報告書には多数意見者の署名を付することとなつておりますから、本案を可とされる方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
山本 米治 土田国太郎
平林 剛 森下 政一
青柳 秀夫 岡崎 眞一
藤野 繁雄 宮澤 喜一
小林 政夫 杉山 昌作
前田 久吉 阿 三郎
菊川 孝夫 中川 幸平

○委員長(青木一男君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないと認めます。

○委員長(青木一男君) 次に、証券投資信託法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第四百四条によ

り、本委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認を願ひすることとし、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任願ひたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

本院規則第七十二条により委員会の報告書には多数意見者の署名を付することとなつておりますから、本案を可とする方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
山本 米治 土田国太郎
平林 剛 森下 政一
青柳 秀夫 岡崎 眞一
藤野 繁雄 宮澤 喜一
小林 政夫 杉山 昌作
前田 久吉 阿 三郎
菊川 孝夫 中川 幸平

○委員長(青木一男君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないと認めます。

○委員長(青木一男君) 次に、参考人に関するお諮りいたします。午前の委員会において小林委員から御要求のありました通り、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案審査のため、日本輸出入銀行当局より関係者の出席を求め、参考人として意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

なお、出席を求める日時等については、委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。さようさせていただきます。

ちよつと速記を停止して。

〔速記中止〕

○委員長(青木一男君) 速記開始。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二分散会

六月十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、在外資産補償暫定措置に関する請願(第八二二号)

一、オールウェーブラジオ聴取機の物品税軽減に関する請願(第八一五号)

一、大かん練乳用砂糖消費税免除に関する請願(第八一九号)

第八二二号 昭和三十年六月十一日受理

在外資産補償暫定措置に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷一ノ五社団法人引揚者団体

全国連合会理事長 北

糸秀一

紹介議員 千田 正君

終戦十年を経たる今日、戦後処理問題の重大案件の大部分は解決されたのであるが、唯一つ海外引揚者の私有財産問題のみが残されており、このため国会、政府は昭和二十九年七月一日内閣設置法の改正により、在外財産問題審議会を設置し、在外財産に関連した諸案件を解決したが、基本問題はほとんど未着手の状態になつてゐることは遺憾であるから、すみやかに全引揚者の在外財産補償暫定措置を講ぜられたいとの請願。

第八一五号 昭和三十年六月十一日受理

オールウェーブラジオ聴取機の物品税軽減に関する請願

請願者 東京都港区赤坂新坂町一三株式会社日本短波

放送社長 福島俊雄

紹介議員 高橋 衛君

日本短波放送は経済界、教育界、宗教界、国民道徳及び宗教心の作興を主眼としてゐるので中波放送に比し著しい公共性に富むものであるが、現在短波放送を聴取できるオールウェーブラジオ聴取機は二割の物品税が賦課されてゐてスーパーラジオ受信機に比し数倍の高価であるため、その普及率はまことに僅少である。一方国産ラジオ受信機の輸出市場である東南アジア及び南方諸地域ではほとんどがオールウェーブラジオ聴取機を望んでゐる事実を鑑み、同聴取機の海外輸出を促進することがきわめて重要であるから、オールウェーブラジオ聴取機に対する物品税を五パーセントに引き下げられたいとの請願。

第八一九号 昭和三十年六月十一日受理

大かん練乳用砂糖消費税免除に関する請願

請願者 東京都千代田区神田司町二ノ二社団法人日本

乳製品協会内 諏訪健

次郎

紹介議員 岸 良一君

戦後酪農界の発展にとまない乳製品生産もいちじるしく躍進したが、これに対する消費対策がなかつたため昨年は早くも生産過剰となり業者は山積する過剰品に施す術もなく今日に至つてゐる現状である。かかる最悪の状況にあるとき政府は大かん練乳用砂糖消費税を課税しようとしているが、もしこれが施行されるとすればわが国乳製品業者並びに酪農業者の破たんをきたすことになるから、大かん練乳用砂糖消費税免除の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十年六月二十四日印刷

昭和三十年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局